

# 法人なかま

2025.March

3

No.589

- 01 研修カレンダー  
税の暦
- 03 法人会からのお知らせ  
メールアドレスご登録のお願い
- 04 法人会からのお知らせ  
マイページ（会員情報）  
利用開始のご案内
- 05 法人会の新入社員研修
- 06 税務署からのお知らせ  
国税の納付は  
キャッシュレス納付が便利です
- 07 令和7年度 税制改正大綱  
－法人会の税制改正提言－
- 09 神田わが街  
東洋ケミカル株式会社  
代表取締役社長 会田 智樹 氏
- 11 食いしん坊手帖  
ブックバー リリパット  
(ブックハウスカフェ)
- 13 コラム  
【景況感アンケート（12月期）・調査結果】  
全法連『景況感に関する  
アンケート』を実施  
半数以上がベア実施予定も、  
人件費増による採算悪化を懸念
- 15 鈴木涼介税理士事務所  
税理士からのアドバイス
- 16 コラム  
歳川 隆雄 レポート
- 17 INFORMATION  
令和7年度 税法実務研修会  
開催予定表



 公益社団法人 神田法人会

神田法人会

検索

<https://kanda-hojinkai.com/>

## 研修カレンダー

		3月																																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
●3月期決算法人説明会 (集合&オンライン形式) テーマ ・会社の決算と申告の実務 ・法人税法等改正・消費税の概要 ・源泉所得税のチェックポイント	集合																																	
	オンライン																																	
●地区別税務研修会 (集合型形式) テーマ ・知っておきたい法人税・消費税の基礎項目 ・「源泉所得税」の誤りやすいポイント	集合																																	
●健康講演会 (集合型形式) テーマ ゼロからの再出発	集合																																	

## 税の暦 3月の税務



- 3月10日
  - 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 3月17日
  - 前年分贈与税の申告  
申告期間…2月3日から3月17日まで
  - 前年分所得税の確定申告  
申告期間…2月17日から3月17日まで
  - 所得税確定損失申告書の提出
  - 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
  - 確定申告税額の延納の届出書の提出  
延納期限…6月2日
  - 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内）
  - 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告
- 3月31日
  - 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
  - 1月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
  - 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
  - 法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
  - 7月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
  - 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
  - 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）

### 【確定申告書等（申告のお知らせ）】

決算期	発送予定日
令和7年2月	3月28日（金）

### 【予定（中間）申告書】

決算期	発送予定日
令和7年8月（11月・2月・5月）	3月31日（月）

※決算期のかっこ書きは、消費税の中間申告を年3回要する法人の決算期です。

### 申告納税は





# メールアドレス登録 お願いします！



## メールアドレス登録のメリット

- 当会主催の「**税務講習**」「**講演会**」「**お得なイベント**」の案内がメールで届くようになります。参加申込もリンクのフォームから簡単に行うことができます！
- **マイページ**の利用と合わせると、会や会員同士での交流がより向上します（詳しくは右頁を参考）！

※将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、各種お知らせの効率化と紙削減につながり、SDGsの取り組みに貢献することになります。

## 登録は簡単！

### スマートフォンからのご登録

右記の二次元コードからアクセスし、  
入力フォームから  
ご登録ください



登録URL  
<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>

### ホームページからのご登録

神田法人会ホームページ  
のバナーからアクセスし、  
入力フォームから  
ご登録ください



### FAXでのご登録

本誌同梱の宛名台紙下段の「法人データ変更届け出書」にご記入の上、FAXでご返送ください

※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願いいたします  
(例: 0 (ゼロ)とo (オー)、1 (イチ)とl (エル)、h (エイチ)とn (エヌ)、- (ハイフン)と\_ (アンダーバー)等)

記入例

オーアンダーバー    イチゼロナナ    エルハイフン  
o\_ sato 107 @ l- kanda.co.jp



#### ご注意事項

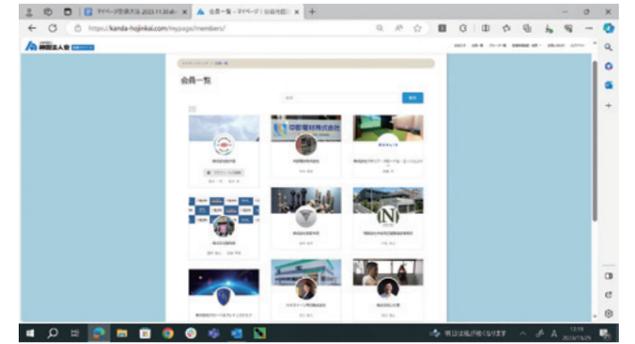
- ドメイン (kanda-hojinkai.com) 受信拒否設定解除をお願いいたします。
- メールアドレス転記ミス为了避免のため、できるだけスマートフォン、ホームページからのご登録をお願いいたします。

### ◆取得したメールアドレスの取り扱いについて◆

- ・登録いただいたメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- ・また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- ・各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

## マイページ（会員情報）利用開始のご案内

神田法人会ホームページで、2024年2月よりマイページ(会員情報)の運用が開始されました。マイページとは、会員が個々にカスタマイズした内容を提供出来るWEBサイト上の会員向け専用ページのことです。会員間の交流、会員企業検索、閲覧、お知らせなど将来的には新しい機能をさらに追加する予定でございます。右記の二次元バーコードを読み取って頂き、会員の情報確認ならびに企業情報の追加やアイコン・画面の更新にご協力をよろしくお願い致します。



マイページサンプル



マイページ



メールアドレス登録フォーム

## ご利用頂くメリット

- 神田法人会より配信される情報コンテンツを豊富に掲載！
- 会員間の交流が図れ、自社商品やサービスの紹介、及び業務内容の検索が可能！
- スマホからも会員情報の確認や変更、各種イベント・セミナー、その他コンテンツの閲覧が可能！
- 各部会や委員会など、グループ単位でのコミュニケーションが可能！

### ご利用条件

**メールアドレスの登録が必須となります。**

事前に事務局へ申請いただくか、以下フォームよりご登録ください。

フォーム <https://bit.ly/48fznxG>

### 運用開始

2024年2月1日

### ログイン方法

#### ① 下記URLへアクセス

<https://kanda-hojinkai.com/mypage/>

#### ② マイページへログイン

上段：会員番号またはメールアドレス  
下段：パスワード

※初期パスワードは Kanda3150 です。「K」は大文字入力をお願いします。  
また、**ログイン後、パスワードは各自必ず変更をお願いします。**

アドレス登録申請を頂きましてから  
ご利用が可能になるまでに  
概ね1週間程度お時間を頂いております。

## 会員番号変更のお知らせ

マイページ（会員情報）運用開始に伴い、皆様の会員番号が変更となりました。ハイフン前の3桁の数字はなくなり、ハイフン以下の既存番号の冒頭に1がつけます。

(例) 【旧会員番号】 ~~012~~-012345 ⇒ 【新会員番号】 **1**012345

新会員番号は、本誌の宛名ラベルの右下に記載されておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後もより便利にご利用頂けるよう、新しい機能を順次追加する予定です。  
是非、ご登録をお願いします。

令和7年度

# 法人会の新入社員研修



上司・先輩やお客様から、「仕事を任せたい」、「一緒に仕事がしたい」と思ってもらえる新人さんを育てる！

「仕事を任せたい」「一緒に仕事がしたい」「指導してあげたい」と思ってもらえるような新人さんを送り出すべく、2日間を通して意識改革を促します。学生から社会人に移行する際の環境変化に適応し、スムーズに一步を踏み出せるよう、社会人として基本的な心構え、ビジネスマナー、仕事の進め方の基本姿勢を習得します。「わかった」で終わらせないために、随時ワークで実践の場を設け、「できるようになった」を目指します。講義はシンプルに、ディスカッション、ケースワーク、ミニロールプレイ等々、皆さん自身で考えてチャレンジすることにより多くの時間を割きます。

## 目指す姿

- 上司・先輩やお客様から、「仕事を任せたい」、「一緒に仕事がしたい」と思ってもらえる人になる！
- 自ら進んで……
- 気持ちの良い挨拶ができる
  - お礼や感謝の気持ちを伝えることができる
  - 時間厳守で行動できる
  - 話しをよく聴き反応を返すことができる
  - 分からないことは質問できる
  - 聞かれる前に、進捗報告や相談ができる
  - 間違いを恐れず発言できる
  - メンバーと協力できる

## 1日目プログラム

### 【社会人としてのビジネスマナー】

- なぜビジネスマナーを学ぶのか？
- 自分の印象を管理する
  - 表情、身だしなみ、アイコンタクト
  - 非言語コミュニケーションの重要性
- ビジネス基本動作とマインド
  - 基本姿勢、挨拶、名刺交換
- ビジネスでの話し方、言葉遣い
  - 敬語、クッション用語
  - 電話対応
  - メール、文書の基本
- 【実践ロールプレイ】
- 訪問来客のマナー
- ビジネス場面で信頼感を与える挨拶
- 【1日目のまとめ】
- 気づきの整理

## 2日目プログラム

### 【社会人としての意識を言語化する】

- 社会人らしい行動、社会人らしくない行動
- 学生と社会人の違い
- 6つのビジネス意識、PDCA
- 【職場のコミュニケーション】
- 組織における自身の役割理解
- 指示の受け方と心構え
- 報告、連絡、相談の重要性
- 【仕事を進めていくための基本姿勢】
- 体験実習
- 振り返り
- 学びの整理
- 【2日間のまとめ】
- 研修の整理/アクションプラン
- 1年後の「自分への手紙」
- 決意表明

## 研修のねらい

- 1 学生から社会人へ意識を切り替え、ビジネス意識を身につける
- 2 社会人として信頼されるビジネスマナーの必要性を理解し、基本動作を習得する
- 3 コミュニケーションのあり方、指示の受け方、報告・相談のポイントを学ぶ
- 4 仕事におけるチームワークの重要性を理解する
- 5 主体性を発揮しながら仕事を進めていくための基本姿勢・マインドを醸成する

## 参加者の声

- 研修を受け、何度も練習したことにより自信を持って行動することができる。特に電話対応は大きく改善することができた。
- ビジネスマナーの実践やロールプレイ、グループワーク等を通じて求められる社会人を明確にイメージできた。

## フォローのお願い

職場の上司や人事部からも継続的にフォローいただけるよう、研修後、「今後の目標とアクションプランシート」、「1年後の自分への手紙」を会社へ提出するようお願ひしています。また、参加いただいた新人さん全体に対しておよび職場の方に向けた講師所感もお出ししています。職場での育成にぜひご活用ください。



お申込みはこちらからでもできます！▶

日時	令和7年4月2日(水)～3日(木)【2日間コース】 午前9時30分～午後5時まで(受付は午前9時から)
会場	神田法人会2階セミナールーム
講師	株式会社日本ODコンサルタンツ 教育トレーナー
会費	会員 15,400円/人(税込) 非会員 19,800円/人(税込)

下記お振込先へ3月末までにお振込をお願い致します。  
三菱UFJ銀行神保町支店  
普通預金 店番 013 口座番号 1933858  
口座名 公益社団法人神田法人会  
※振込手数料は各自ご負担ください。

定員	60名様まで
申込期日	3月17日(月)まで
申込方法	神田法人会HPより事前申込制になります

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| <b>step 1</b><br>神田法人会HP<br>事業・研修のご案内の<br>予定一覧を確認 | <b>step 2</b><br>一覧の中にある<br>「法人会の<br>新入社員研修」を選択 | <b>step 3</b><br>案内ページ下部の<br>お申込フォームより<br>必要事項を入力しお申込 | <b>step 4</b><br>自動返信の<br>メールが届けば<br>お申込完了となります |
|---|---|---|---|

## お申込に関する注意事項 (必ずご一読ください)

### ■お申込に関して

- ①お申込代表者様(人事ご担当者様等)が取りまとめの上お申込ください。
- ②人数の変更・キャンセルについては申込締切日までにご連絡をお願い致します。

### ■受講料に関して

- ①本研修は2日間のセット料金になりますので、どちらか1日だけの参加の場合でも表記金額通りの請求となります。
- ②インボイスについては領収書にて対応をさせていただきます。

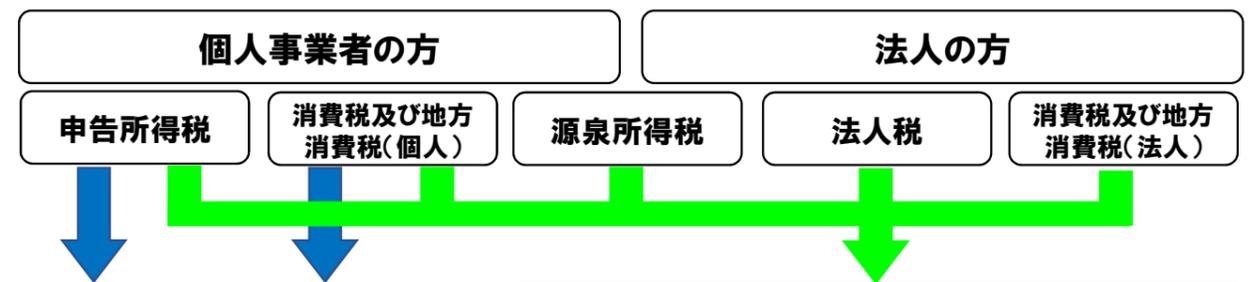
税務署窓口での

国税の納付は9時～16時までをお願いしていますが、令和7年4月14日からは納税証明書交付請求手数料の納付を含め

# 9時～15時

までをお願いいたします

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です



## 振替納税 (口座振替)



【利用可能税目】  
申告所得税  
消費税及び地方消費税(個人)

【納付方法】  
振替日に預貯金口座から自動的に引落し

【開始手続】  
振替依頼書の提出  
※オンラインによる提出も可能

【オススメな方】  
毎年確定申告を提出する  
個人事業者

## ダイレクト納付



【利用可能税目】  
電子申告が可能な税目(源泉所得税、法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税など)

【納付方法】  
即時又は指定した期日に電子納税を行う

【開始手続】  
e-Taxの開始届出書及びダイレクト納付利用届出書の提出  
※オンラインによる提出も可能  
✓ 電子証明書は不要 ✓ ネットバンク契約不要  
✓ 複数の金融機関口座を利用可能

【オススメな方】  
毎月源泉所得税を納税している方  
毎月消費税の中間納付をしている方  
など、納付機会の多い方

電子納税証明書(PDF)なら、税務署にお越しいただくことなくお手持ちのスマホやタブレット端末からe-Tax(Web版)を使って請求&受け取ることができます。納税証明書の便利な請求&受取方法については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)「納税・納税証明書手続」をご覧ください。



# 令和7年度 税制改正大綱

## —法人会の税制改正提言—

# 中小企業に対する軽減税率は維持! 税と社会保障の問題への対応が始まる!

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

## 法人税関係

### ■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

### ■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

### ■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

### ■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

### ■リース取引についての取扱い

- ①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要になります。
- ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると思われます。)
- ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円に達するまで償却が可能となります。

### ■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

## 所得税・住民税関係

### ■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

### ■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

### ■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

### ■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

### ■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

### ■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

### ■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。  
※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

### ■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税につい

て適用されます。

### ■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

### ■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

### ■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、高齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

### ■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

### ■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

## 相続税・贈与税関係

### ■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

### ■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

## 資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置つけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
- ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

## 消費税関係

### ■輸出品販売場における免税方式の見直し

- ①輸出品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
- ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。
- ③税関長は、輸出品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

### ■免税対象物品の範囲の見直し

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

### ■免税販売手続の見直し

- ①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
- ②免税購入対象者が輸出品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

## その他

### ■グローバル・ミニマム課税への対応

軽減課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

### ■ガンリン税の引下げ

ガンリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人  
税理士 飯田 聡一郎  
TEL: 03-5363-5958  
FAX: 03-5363-5449  
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

# 神田わが街

第24回

## 東洋ケミカル株式会社

昭和41年（1966年）に設立されたプラスチック成形、溶着、ゴム成形、Oリング、金属プレス、切削加工などを手掛ける総合部品メーカー。同社は、農林業、園芸、工業機械、船舶向けなど、多岐にわたる分野で工業用ゴム、プラスチック部品、金属部品の製造を行っており、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001を取得している。本社は東京都千代田区内神田に位置し、千葉県長生郡白子町に白子工場、さらにTTC物流センターを構えるなど、国内に複数の拠点を展開している。また、海外展開にも積極的で、タイに現地法人「SIAM AIDA CO.,LTD.」を設立し、グローバルな事業展開を進めている。

### 企業データ

●東京都千代田区内神田3-16-5  
TEL 03-3252-3731

2025年3月現在



1年の半分近くは海外出張をしていた会田社長。弟の雄輝専務取締役と力を合わせて荒波を乗り越えていく

# 世界に漕ぎ出す兄弟船 ゼロから築いた海外生産拠点

## 高度経済成長の真っ只中に創業

一般的に中小企業の6~7割は赤字経営だといわれる。昨今は新型コロナ支援策の終了やゼロゼロ融資の返済負担で中小企業の倒産数が増加傾向にあり、帝国データバンクの調べでは2024年の企業倒産は9,901社。前年の8,497件を16.5%も上回り、3年連続の増加となった。さらに物価高、人手不足、後継者難といった課題が中小企業の前に立ちだかる。少子高齢化にも歯止めがかからず、その上、来年は60年に一度の丙午である。丙午生まれの女性は「気性が激しく夫の命を縮める」などの迷信がある。前回丙午だった1966年の出生数は約136万人で、前年の約182万人より46万人も少なかった。対前年比74%である。政府の「こども未来戦略」や「日本の将来推計人口」には丙午の影響は加味されておらず、何らかの対策が求められている。

東洋ケミカル株式会社の創立は前回の丙午の1966年である。いざなぎ景気が始まった年でもあり、高度経済成長の真っ只中であつた。創業者は現社長の祖父、高村一登氏。創業当初はゴムパッキンを主に製造するメーカーだった。この時代、自動車産業、建設業、機械工業が急速に発展し、

エンジンや配管の密閉・防水・防塵に不可欠なゴムパッキンの需要が急増した。また、家庭でもガス機器や水道設備にゴムパッキンが活用され、生活の利便性向上に大きく貢献した。高度成長を支えたインフラ整備や工業化において、安全性や耐久性を向上させる要素としてゴムパッキンは不可欠な存在だった。

その後、1999年に国内の生産拠点として千葉県長生郡に東洋産業白子工場を開設。樹脂製品や金属加工製品も手がけるようになり、2000年には台湾にも支社を設立。2003年には香港、2004年に上海と、次々に支社や事務所を設立していった。ちょうどこの頃、現社長の会田智樹さんは米国に渡り、カリフォルニア州サンディエゴ市郊外にあるグロスモントカレッジで2年間、経営学を学んだ。卒業後はロサンゼルスに居を移し、民間企業に就職。

「重機のタイヤを扱っている会社で、まあ働きではありましたが、入社時の面接から日々の業務もすべて英語でしたので、ビジネス英語は鍛えられたと思います(笑)」と会田社長は往時を振り返る。当初の予定通り1年間、ロサンゼルスで働いた後、帰国して2005年9月に東洋ケミカル株式会社に入社した。



これが2012年9月にタイのチョンブリ県に設立したサイアムアイダ株式会社の新社屋



同社が製造しているパーツのひとつ

## ゼロベースから タイに製造拠点を新設

同社が手掛けている部品は、農機具の刈払機やチェーンソー、2サイクルエンジンなどに用いられている。納品先は国内が大半で、国内工場で生産したものを国内の取引先に納品し、国内で生産していない部品は海外拠点から取り寄せている。国内の取引先の中には、製品を海外へ輸出している企業もあり、これら輸出企業が直面したのが2008年のリーマンショックから始まった未曾有の円高である。同年10月には1ドル90円を突破し、2010年8月には85円を割り、東日本大震災の2011年には75円まで高騰した。この影響で中国、タイ、ベトナムなどに進出する輸出企業が増え、同社の主要取引先もタイに生産拠点を移した。そのため、同社もタイに生産拠点を新設することにした。その陣頭指揮を取ったのが、智樹さんだった。

取引のあったメガバンクのバンコク支店から実績のあるコンサルティング会社を紹介してもらい、チョンブリ県のピントン第2工業団地に8,000平米の土地を取得。工場建屋の建設は日本のゼネコンに依頼し、スケジュールどおりに2012年に竣工。同年9月にサイアムアイダ株式会社の工場操業を開始した。「日本では工期を守るのが当たり前ですが、タイでは工期などあつてないようなものです。現地企業に依頼していたら、こんなにスムーズには行かなかつたでしょうね。また、当時は超円高に加えてパーツ安でもあり、1パーツ2.5円でした。今は4.5円ほどなので、ラッキーでしたね」と智樹さん。現地では40人ほどのタイ人を採用しているが、日本人とは倫理観や道徳観が全く異なり、最初の内はカルチャーショックを受けたという。

「当日出勤してこないなどは日常茶飯事ですし、何か嫌なことがあるとすぐに辞めてしまいます。良くも悪くも「マイペンライ(気にしない、気にしない)」なので、それに慣れるまでは大変でした。ただ、今の日本とは違い、スタッフ募集を出すと応募はたくさんきます。比較的容易に若い労働力を

得られるという点で、タイやベトナムに展開する国内企業が増えていくと聞いています」。当初、タイ人スタッフの管理を本社から派遣していたが、2年目からは現地在住の日本人を採用。バンコク周辺にはタイ人女性と結婚し、現地で暮らしている日本人も少なくない。タイ語を話せる人も多く、現地採用のメリットは大きいですが、個人差が激しいという。同社が採用した現地採用の日本人はとても信頼でき、工場長を務めてもらっている。設立からコロナ前までは、年に180日近くはタイに行っていたというが、コロナ禍でリモートが進み、海外出張の数は大分減らせることができたという。

「頭が痛いのは、タイでも物価が上がっていて最低賃金も今年から一気に上がりました。昨年は1日361パーツだったのが、今年から400パーツになりました。手当なども入ると月給は2万パーツ近くなります。2012年の頃から比べると倍くらいのイメージです」と智樹さん。

## 兄弟で力を合わせて 人手不足を乗り切る

サイアムアイダを軌道に乗せるのに奔走していた智樹さんをサポートすべく、6歳離れた実弟の雄輝さんが同社に入社したのが2013年10月。青山学院大学国際政治経済学部を卒業後、大手メーカーに5年半勤務していたところ、当時社長だった父の良幸さんから兄弟でやらないかと声をかけられた。資本金1億円未満の中小企業では同族経営が97%を超えている。一方、兄弟での経営は難しいというのが一般的である。「うちの場合は、年齢が離れているということもあるかもしれませんが、喧嘩とかはないですね(笑)。兄弟でいがみ合って経営していても、周りに迷惑をかけるだけで誰も幸せになりませんから。兄が中学1年の時、私は小1だったので、微妙な世代差があるといえます。これがいいのかもしれませんが」と話すのは同社専務取締役を務める弟の雄輝さん。雄輝さんは主に国内事業に注力して

いる。法人会の青年部会も当初は智樹さんが参加していたが、海外出張が多いこともあり、入社後は雄輝さんが率先して参加し、現在は副部長を務めている。青年部会では毎年、海外への研修旅行を企画している。未知のウイルスがパンデミックを起こす直前の2020年2月に、サイアムアイダの工場見学ツアーを青年部会の研修旅行で企画していたのだが、状況を鑑み残念ながら直前で見学ツアーは見送られた。「いつかまた実現させたいですね」と雄輝さんは楽しそうに話す。

この先、少子高齢化がますます進むことは確実である。リクルートワークス研究所が2023年に公表したデータによると、2020年から2040年までの20年間に国内の生産年齢人口(15~65歳)は1,428万人減少するという。国内の労働力不足と市場縮小が進む中、多くの中小企業が新たな成長戦略を模索している。東洋ケミカルのように挑戦を続ける企業もいれば、まだ一步を踏み出せずにいる企業もある。法人会は、そうした企業がつながり、新たな成長のヒントを得る場でもある。兄弟船はこれからも、新たな航路を切り拓いていくだろう。

レポート◎山根和明(広報委員会)

## 東洋ケミカル株式会社

代表取締役社長

## 会田 智樹(あいだともき)

1979年9月 千葉県千葉市生まれ  
2002年3月 日本大学法学部卒業  
2004年5月 グロスモントカレッジ経営学部卒業  
2005年9月 東洋ケミカル株式会社入社  
2018年12月 同社代表取締役社長に就任  
神田法人会第五地区27支部支部長



令和版

# 食いしん坊手帖

Vol.24

下町情緒と新しいスポットが混ざり合った江戸下町「神田」の一度は行ってみたい美味しいお店をご紹介します。



元々は書店の倉庫だったという3坪の空間

## 絵本専門店の奥にある3坪の秘密基地

レポート◎山根和明 (広報委員会)



夜間のみ入れる秘密基地への入り口

### ブックバー リリパット (ブックハウスカフェ)

東京都千代田区神田神保町2-5 北沢ビル1F  
電話：03-6910-0819

- 営業時間：20:00～23:00 (平日のみ)
- 【書店】 11:00～18:00
- 【カフェ】 11:00～18:00

●席数：60席



カフェの人気メニュー「焼きハヤシ」(1,200円)。バーでも提供している

### 本に囲まれた空間

世界最大の本の街、神田神保町に秘密基地のようなバーがある。「ブックバー リリパット」である。営業時間は20～23時。L字型のカウンターにはバースツールが5脚。広さは3坪。日中は閉ざされているビルの裏手の小さなドアが、基地への唯一の入り口だ。ブックバーにはウイスキーやバーボンのボトルが並ぶが、普通のバーとは何かが違う。整然と並べられたボトルやグラスを囲むように、本がずらりと並んでいるのである。「このバーのスペースは元々、書店の倉庫だったんです。日中はカフェとして利用されている空間が隣にあり、お客さんが多い時は、そちらも使います。このカフェのスペースは、元々は書店のバックヤードだったんですよ」と話すのは、同店の今本義子社長。店の前身は「ブックハウス神保町」という絵本の専門店なのである。ということなのか。話を20年前に戻そう。古書店が建ち並ぶ神保町の靖国通り沿いに、ヨーロッパ調の重厚なビルがある。1902年創業の北沢書店のビルである。洋書

専門の老舗で1階は新刊、2階では古書を扱っていた。2005年、この1階部分をテナントとして貸し出すことになり、ここに絵本文化を守るべく大手出版社が中心となって作ったのがブックハウス神保町である。オープンから12年が経ち、役目を終えたということで2017年に閉店が決まった。当時、2人のお子さんを育てていた今本さんは、同店の熱烈なファンだった。そしてまた、今本さんは北沢書店の北澤一郎社長の妹でもあり、ブックハウス神保町は実家の持ちビルのテナントということにもなる。「元々、絵本が大好きでしたし、この場所を書店以外にしたいくないという強い思いがありました。書店の借り手が見つからないなら、私がやるしかないという思いが日に日に強くなりました」。とはいえ、毎月家賃を納めねばならない。新刊本だけではやっていけないことはわかっていたので、カフェを併設することにした。そうして2017年5月5日のこどもの日にオープンしたのが「ブックハウスカフェ」である。



「焼きカレーパン」(500円)。老舗ベーカリーの特製品



「こんがりハムトースト」(1,000円)。千代田区役所内のさくらベーカリーで特別に焼いてもらっている全粒粉パンを使用



経営者として手腕を発揮している今本義子さん

## NHK「ドキュメント72時間」でも放送

出版科学研究所の調べでは、2003年には2万880店あった書店数が、2023年には1万918店まで減少している。20年間で48%の減少となり、特に小規模店舗の閉店が目立っている。一方で、総売り場面積は大きな変化がなく、1店舗あたりの平均売り場面積は増加傾向にある。これは、店舗の大型化や集約化が進んでいることを示している。そして、「ブックハウスカフェ」のようにカフェコーナーを店内に設ける書店も増えている。新刊本よりも、コーヒーのほうが利益率が高いからである。今本さんは、ここに勝機を見出したのだ。「ですが、実際にやってみると、カフェの売上は目標の半分程度で、このままだと続けられないと思いました。そこで思いついたのが、店を閉じた後のバーの営業です。とにかく必死でした。結果的に、絵本専門店が夜はバーに変わるということ注目されるようになったのです」と話す今本さんの目論見通り、メディアに取り上げられるようになり、遠方からの来客も増えた。土日祝の多い日は来客数が1,000人に達することもある。2022年6月には、NHKの人気番組「ドキュメント72時間」で放送された。バーでは、余裕がある時にスタッフが絵



書店コーナーは年中無休でフル回転。週末には親子連れで賑わう

本の読み聞かせをしてくれる。同番組の中で今本さんが読み聞かせをしているシーンに使われた絵本が、その直後から飛ぶように売れて同店だけで1,000冊以上売れた。「出版社からもとても感謝されました(笑)」と今本さん。



靖国通り沿いにあるヨーロッパ調の重厚な建物

## 人気メニューの「焼きハヤシ」

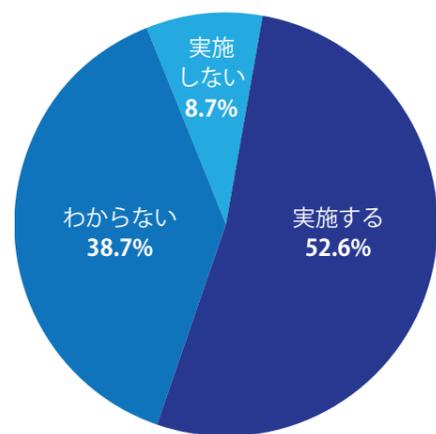
専属のバーテンダーはいない。スタッフは今本さんを筆頭に全員ブックハウスカフェの店員だ。だから凝ったカクテルなどは提供していない。一方、カフェで日中提供している軽食はバーでも食べられる。カフェの人気メニューは「焼きハヤシ」。濃厚なデミグラスソースがご飯によく絡んだハヤシライスの上にチーズを乗せてこんがり焼き上げた一品。意外とお酒に合うのが「焼きカレーパン」。これは、老舗ベーカリーの特製品。外はサクッと香ばしく、中はもちもちとした食感。揚げずに焼いているため、軽やかで食べやすい。一口かじると、スパイシーなカレーの風味が口いっぱいに広がり、程よい辛さがクセになる。具材のカレーはコクがあり、ゴロっとした具材が食べ応えをプラス。揚げカレーパンとは異なる、ヘルシーで奥深い味わいが楽しめる。そして、「こんがりハムトースト」。パンは千代田区役所内のさくらベーカリーで特別に焼いてもらっている全粒粉パン。サクッと焼かれたパンの香ばしさに続き、ジューシーなハムの旨味が広がる。そこへウイスキーをひと口。スモーキーな香りとはほのかな甘みがチーズのまろやかさを引き立て、余韻が心地よい。ここで今本さんの優しい声で絵本の読み聞かせ。至福のひとつというの、こういう時をいうのだろう。

【景況感アンケート（12月期）・調査結果】

# 全法連『景況感に関するアンケート』を実施 半数以上がベア実施予定も、人件費増による採算悪化を懸念

全法連は「景況感に関するアンケート（12月期）」を実施し、会員企業の業績や賃上げ実施予定、人手不足対策などについて調査を行った。調査は12月13日～12月22日に法人会アンケート調査システムを活用して行われ、1,836名から回答を得た。

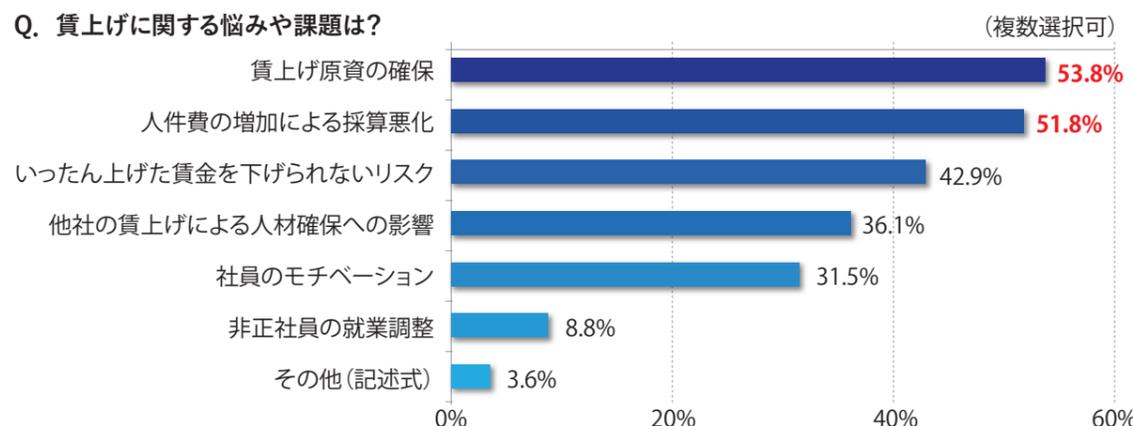
Q. 令和7年度、ベースアップを実施する予定ですか？



景況感アンケートは会員企業の業績等について毎年6月と12月に実施しており、今回の調査では前回（令和6年6月調査）比で「業績が良い」とする回答が建設業（+6.9%）、卸売業・小売業（+5.2%）などで増え、全体では+2.8%の25.3%となった。

全国加重平均で51円と過去最大の引き上げ額となった令和6年度の最低賃金改定については、62.5%が「社会情勢を考えるとやむをえない」と回答する一方で、価格転嫁がしにくいと考えられる医療・福祉業では36.0%が、アルバイトの雇用が比較的多い飲食店を含む宿泊業・飲食業では27.3%が「許容できない」と回答した。

Q. 賃上げに関する悩みや課題は？



また、「令和7年度、賃上げ（定期昇給等を除くベースアップ）を実施する予定か？」との問いには、建設業の58.4%、卸売業・小売業の55.8%など、全体で52.6%が「実施する」と回答したが、賃上げに関しては半数以上が「原資の確保」と「人件費の増加による採算悪化」を課題としてとらえていることが明らかになり、「社会保障制度を見直さないと、賃上げしても従業員の手取りは思ったほど増えない」、「社会保険料の企業負担が増える」といった意見も見受けられた。雇用状況については55.1%が「人手不足」と回答しており、運輸業（77.6%）、建

設業（73.1%）、医療・福祉業（64.0%）、宿泊業・飲食業（61.4%）で特に顕著となっている。その対策としては、「労働条件や待遇」、「職場環境」、「業務プロセス」の改善が挙げられており、まずは手を付けやすい在籍従業員の引き留め策から開始していることが伺える。

今回のアンケート結果を通じて、一橋大学大学院経営管理研究科の安田行宏教授は「物価高のトレンドが続く中で引き続き賃上げを実施していくことが重要であり、そのためには稼ぐ力を一層高めることが求められる」と話している。

法人会アンケート調査システムでは、アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で10名様に地域名産品等を進呈する「プレゼント企画」を実施しています！  
右のQRコードから5分程度で登録が可能ですので、積極的にご登録いただきますようお願いします。



むと発表したのだ。事もあろうかトランプ氏は、ガザ住民約200万人を近隣諸国のヨルダンやエジプトに移住させて10～15年の復興期間のなかで同地を「中東のリビエラ」にすると宣ったのである。パレスチナ人に居住の自由があるのは国際人権法上の観点からも明々白々である。当然ながら間髪入れずアラブ諸国から強い反対の声が上がっている。当該の国々はもとより中東和平実現の成否を握るとされるサウジアラビア、トルコに至るまで大反対の大合唱である。ガザを地中海のリゾート地リビエラに重ねるなど、まさに「不動産王」の発想としか言いようがない。

こうした奇を衒った政策や提言がトランプ周りでは今後も続くのか、と世界中が慄いているところに石破氏がWHでトランプ氏と「普通的首脳外交」をやったのければ国際社会で高得点を稼げるのは間違いない、と在京外交筋は指摘するのだ。その意味でこれまた「ツイてる」。トランプ政権の外交安全保障政策マシーン（マルコ・ルビオ国務長官、マイク・ウォルツ国家安全保障担当大統領補佐官、エルブリッジ・コルビー政策担当国防次官）は、日米豪印4カ国の枠組み「Quad」によって強化された日米同盟の信託を高め、中国（北京）に対し「台湾に手出しするな」との明確なメッセージを送るべきだと確信している。取り分け火急的な案件もなく、全くケミストリー（相性）が合いそうもないトランプ、石破の両首脳がかくも早期に会談する理由は、ワシントンの外交安全保障政策マシーンがそれを望んだからであり、それ自体が、ワシントンの目から見た日米同盟の重要性を示唆しているのだ。仮にトランプ氏自身が「台湾有事」に格別の関心を示していないとしても、このタイミングで石破氏をオーバルオフィスに招き入れるなど歓待するのには、もちろん理由がある。台湾を見捨てることは、トランプ氏が北京に屈したことを意味し、第一列島線（九州沖から沖縄、台湾、フィリピンを結び南シナ海に至る）だけでなく、実際には第三列島線の西側すべての海域での米国の影響力を放棄することに等しい。それを回避するには日本との同盟関係強化・緊密化が欠かせない、と米外交・安保マフィアは位置づけている。ツイてる石破氏には、7月の参院選で余程の大負けをしなければ今夏以降の続投が見えているようだ。

（2025年2月6日、神保町のオフィスにて）

歳川 隆雄（としかわ たかお）

1947年東京生まれ  
上智大学英文科中退。  
現在は情報誌「インサイドライン」編集長。  
TV、ラジオ、雑誌等で活躍中の気鋭のジャーナリスト。当体会員。



「石破茂全人像」は如何なるものと問われても、直ぐに解を返せない。すなわち、評価が物の見事に真つ二つに分かれるのだ。石破首相は年初来、前のめりになっていたドナルド・トランプ米大統領と2月7日午前（米東部時間）、首都ワシントンのホワイトハウス（WH）で会談する。しかも念願であったWHのウエストウイング（西棟）にあるオーバルオフィス（大統領執務室）で記念撮影と短時間の雑談（get together talk。記者発表では「少人数会合」と称する?!）後、執務室斜前にある会議室ルーズベルトルームで日米首脳会談に臨むはずだ。それは、実は石破氏が密かにこだわりを抱く“安倍（晋三元首相）並み”に、あるいは胸中に秘める“安倍超え”に近づきたいとの野心の証しである。その理由は、実に分かりやすい。安倍晋三首相は2016年11月、ペルーの首都リマで開催のアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議出席の途上、ニューヨークに立ち寄って大統領選当選直後のトランプ氏を訪ねて、トランプタワー最上階の私邸で夕食を共にしたのが初顔合わせだった。そして両氏は意気投合した。在任中の安倍・トランプ会談は計14回20時間10分に及ぶ（ニューヨークでの会食は含まず）。そして翌17年2月、ワシントンを訪れた安倍首相はトランプ大統領と会談した。初の公式会談である。WH正面玄関で出迎えたトランプ氏は安倍氏と「シャグ」（右手で握手しながら左手を相手の右肩をハグ）を交わしたのだ。これを見せられたWH記者団はもとより大統領側近や儀典官は仰天した。さらにトランプ氏は右手を安倍氏の右肩を包み込むように回したまま正面玄関に入り、廊下を真直ぐ進みそのままオーバルオフィスまで案内したのである。そこで記念撮影後、日米双方の少人数会合を終えてからルーズベルトルームに移って日米首脳会談に臨んだ。そう、石破氏は安倍氏が8年前に実現したトランプ氏とのトップ会談とほぼ同じ「建付け」を希求してきたのである。そしてそれを叶えたと言っていい。「運」もある。大統領返り咲き後、トランプ氏が公式に迎えた2人目の外国首脳である。「タリフマン（関税の男）」を自任するトランプ氏は公約通り、2月1日付で国境を南北に接するメキシコとカナダに25%、中国に10%の関税を課す大統領令に署名した。だが、「ディール（取引）メーカー」よろしく対メキシコ、カナダ両国は関税引き上げ発動を1か月延期し、一方で中国には4日付で追加発動した。さらに驚天動地のトランプ砲が続いた。トランプ氏は4日のネタニヤフ・イスラエル首相との会談後の記者会見で、中東紛争の焦点であるパレスチナ自治区ガザ地区について米国が長期的に「所有」し、米国主導で同地区の再建に取り組

# 税理士からのアドバイス

vol.113

## 中小法人の法人税率

### 鈴木 涼介 税理士

鈴木涼介税理士事務所  
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-9-3  
喜助神田西口ビル403号室  
TEL. 03-6260-8961  
FAX. 03-6260-8962

Q. 当社は、資本金3,000万円のいわゆる中小法人に該当しますが、当期は業績が好調で利益が多く出そうです。決算に向けて、法人税がどのくらいかかるか知りたいのですが、現在の法人税率はどのくらいでしょうか？



A. 中小法人においては、資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係がある法人等を除き、所得金額800万円以下の部分は15%、800万円超の部分は23.2%になります。

#### 1 中小法人とは

現在、法人税率は、中小法人向けの軽減税率が設けられています。ここでいう中小法人とは以下の法人をいいます（なお、本稿では、紙幅の都合上、株式会社などの一般の会社を前提に解説します。）。

普通法人（通算法人を除く。）のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの

ただし、各事業年度終了の時ににおいて次の法人に該当するものについては、除かれます。

- (1)相互会社および外国相互会社
- (2)大法人（次に掲げる法人をいう。以下同じ。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
  - ①資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人
  - ②相互会社および外国相互会社
  - ③受託法人
- (3)普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記(2)に掲げる法人を除く。）
- (4)投資法人
- (5)特定目的会社
- (6)受託法人
- (7)大通算法人

#### 2 中小法人向けの軽減税率及びその特例

中小法人における法人税率は、所得金額800万円以下の部分は15%、800万円超の部分は23.2%になります。本来、所得金額800万円以下の部分は「19%」の税率になりますが、平成24年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得に係る法人税率は「15%」に引き下げられています（軽減税率の特例）。ただし、適用除外事業者（その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の平均が15億円を超える法人等）やグループ通算制度における適用除外事業者については、軽減税率の特例の適用はありませんので、800万円以下の部分は「19%」のままになります。

#### 3 令和7年度税制改正大綱

令和6年12月に公表された令和7年度税制改正大綱では、中小法人における法人税率の軽減税率の特例について、以下の改正が示されました。

- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
  - ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げる。
  - ②適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。

この法人税率の軽減税率の特例は、リーマン・ショック時の経済対策として講じられた時限措置のため、見直しが行われました。しかし、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえて、令和7年度税制改正大綱では、その適用期限を2年延長した上で、極めて所得が高い中小企業等についてのみ見直しが行われました。

#### 4 法人税以外の税金

法人には、法人税のほか、地方法人税、法人事業税（特別法人事業税を含む）及び法人住民税（都道府県民税、市町村民税）もかかることとなりますのでご注意ください。

# INFORMATION

## 令和7年度 税法実務研修会 開催予定表

日 時	テ ー マ	会 場
令和7年5月27日(火)	●法人税の基礎知識・法人の益金	神田法人会2階 セミナールーム
令和7年6月23日(月)	●法人の損金① (役員給与等)	神田法人会2階 セミナールーム
令和7年7月23日(水)	●法人の損金② (交際費・寄附金・海外渡航費等)	神田法人会2階 セミナールーム
令和7年8月21日(木)	●法人の損金③ (租税公課・保険料・損害賠償金等)	神田法人会2階 セミナールーム
令和7年9月18日(木)	●法人の損金④ (減価償却費・修繕費・特別償却費等)	神田法人会2階 セミナールーム
令和7年10月21日(火)	●法人の損金⑤ (繰延資産・引当金・租税公課等)	神田法人会2階 セミナールーム
令和7年11月19日(水)	●法人税の税額計算・特別控除等	神田法人会2階 セミナールーム

※テキストは(一財)大蔵財務協会「図解法人税」を使用します。

※日程・テーマは変更が生じる場合がございます。

※開催時刻は、午後2時～4時とさせていただきます。詳細な日程や開催方法につきましては、開催1ヶ月前の広報誌に掲載いたしますのでお手元に届き次第ご確認ください。

### 編集後記

早いもので、小誌をリニューアルしてから2年が経ちました。私は会員企業訪問シリーズ「神田わが街」と、神田の美味しいお店を紹介する「食いしん坊手帖」のレポートを担当しています。取材のために神田の街を歩き、さまざまな企業や飲食店を訪れる中で、毎回新しい発見や出会いがあり、それがこの仕事の大きな魅力の一つとなっています。

もちろん、記事の入稿には締切があり、会報誌を継続的に発行する以上、毎月締切が訪れます。取材をして原稿を書き、写真を選定し、それをデザイナーに渡してレイアウトを組んでいただく。そして、デザインが完成したら、取材対象者の方々に内容を確認していただく。この一連の流れを本業と並行して進めているため、時の流れがこれまで以上に早く感じられるようになりました。

「つい先日、校了したばかりなのに、次号の締切まであと何日だろう?早く次の取材を進めなければ!」と、時間に追われる日々ですが、それでも月初に「法人な

かま」を手にした時の達成感は格別です。特に、取材先の皆様から「良い記事をありがとう」と感謝の言葉をいただくと、この企画を続けていてよかったと心から思います。

また、取材を通じて多くの方々と出会い、その仕事や想いを直接伺うことで、神田という街の魅力や活気を再認識する機会にもなっています。長年神田で商売を続けてきた老舗の経営者から、新たなビジネスに挑戦する人々まで、多種多様な方々の話を聞くことで、神田の歴史と未来を同時に感じることができます。

こうした取材の積み重ねが、小誌を通じて会員の皆様へと伝わり、少しでもお役に立てていれば幸いです。読者の皆様のご意見やご感想を励みに、これからもより良い誌面作り而努力してまいります。

これからも「法人なかま」をどうぞよろしくお願いたします。そして、次回もまた素敵な取材先をご紹介できることを楽しみにしています!

広報委員 山根 和明



創業100年葬儀と供花で信頼と実績  
http://www.hakuzen.co.jp

### 最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくらか心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい?
- ・寺院(宗教者)に渡すお布施の金額は?
- ・火葬だけ行うことはできるのか?
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか?
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが?
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが?
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか?
- ・区民葬でお願いできますか? 区民葬とはどんな葬儀?

### 博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F  
☎:03(5283)8700 FAX:03(5283)8701  
ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります  
生花・花環(慶弔とも)を全国即日配達できます



### 法人会からのご案内

## 企業・商品などのPRに活かしませんか? 会員企業の広告大募集



公益社団法人 神田法人会

お申し込み、お問い合わせにつきましては当会事務局  
(☎3294-2531) 広報係までお願い致します。

## 広報誌に企業・商品等の広告を掲載!

掲載ページ	1回の掲載料 (会員価格/未加入法人価格)	サイズ・色
※裏表紙	110,000円(税込)/132,000円(税込)	A4サイズ・カラー
裏表紙裏面	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
記事中	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
	55,000円(税込)/66,000円(税込)	A4サイズ・カラー

- ・版下からご希望の場合は別途賜ります。
- ・年間契約の場合掲載料が1回分割引になります。但し表紙裏面広告は対象外です。

## 御社のチラシを広報誌に同封し配布!

チラシ同封基本料金	会員価格	未加入法人価格
1回分	70,000円(税込)	90,000円(税込)
3回分	189,000円(税込)	243,000円(税込)
6回分	336,000円(税込)	432,000円(税込)
12回分	504,000円(税込)	648,000円(税込)

- ・料金は、A4用紙1枚10g迄の印刷物を前提とした基本料金です。それ以外はお問い合わせ下さい。
- ・同封サービスは会員を対象に芝法人会、麻布法人会の会員企業にも配布することができます。各会料金体系等が異なりますのでご希望の際はお問い合わせください。

## 当会ホームページにバナーを掲載し御社をPR!

HP掲載料金	トップ頁と協賛企業一覧頁	13,200円(税込)
	協賛企業一覧ページのみ	6,600円(税込)

- ・バナー制作をご希望の場合は別途賜ります。
  - ・バナー掲載は会員法人のみご利用できます。
  - ・掲載期間は1月を起算として1年となります。
- ◎毎月発行・毎月会員企業へ送付。

※参考……この枠の広告料は1回 33,000円(税込)です。

KOSANは、お客様の計画的な納税の準備のお手伝いをします



## 納税専用定期積金

# KOSAN

# “そなえ”

定期積金の  
店頭表示金利

# +0.05%

上乗せ

ご利用  
いただける方

法人・個人事業主

※当金庫に納税準備預金をお持ちの、法人・個人事業主の方  
※本定期積金と同時に納税準備預金をご契約いただける方



利率

店頭表示金利+0.05%



お積立金額

10,000円以上（1,000円単位）



ご契約期間

6か月以上2年以内



お積立方法

同一のご名義の普通預金または当座預金より口座振替

本店  
神保町支店  
秋葉原支店  
飯田橋支店  
市ヶ谷支店

千代田区神田紺屋町 41  
千代田区神田神保町 1-40  
千代田区外神田 4-9-8  
千代田区飯田橋 1-7-10  
千代田区五番町 5

☎3254-3335  
☎3293-4951  
☎3253-6851  
☎3264-4031  
☎3234-3211

詳しくは、お近くの店舗までお気軽にお問合せ下さい。



未来へ、今日も明日も。

## 興産信用金庫

ⓂL/C 「5-785」

法人会

## 消費税期限内納付

推進運動